

富山県の高病原性鳥インフルエンザ
発生に伴う庁内連絡会議
(持ち回り開催)

日時：令和3年1月23日（土）

出席：知事、危機管理局、
生活環境部、農林水産部、

1

会議内容

- 1 富山県小矢部市(おやべし)における高病原性鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 鳥取県からのお願い

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)



今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん2)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	移動制限解除
1	香川県三豊市	採卵鶏	11月 5日	317,201羽	11月15日	1月16日
2	〃 東かがわ市	採卵鶏	11月 8日	46,259羽	11月12日	12月4日
3	〃 三豊市	種鶏	11月11日	10,587羽	11月21日	1月16日
4	〃 三豊市	種鶏	11月13日	10,334羽	11月17日	1月16日
5	〃 三豊市	採卵鶏	11月15日	77,089羽	11月25日	1月16日
6	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	366,174羽	12月11日	1月16日
7	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	439,267羽	12月12日	1月16日
8	〃 三豊市	採卵鶏	11月21日	75,349羽	12月7日	1月16日
9	福岡県宗像市	肉用鶏	11月25日	91,945羽	11月28日	12月20日
10	兵庫県淡路市	採卵鶏	11月25日	145,024羽	12月 3日	12月25日
11	宮崎県日向市	肉用鶏	12月 1日	約40,000羽	12月 2日	12月24日
12	〃 都農町	肉用鶏	12月 2日	約30,000羽	12月 2日	12月24日
13	香川県三豊市	採卵鶏	12月 2日	347,809羽	12月12日	1月16日
14	〃 三豊市	採卵鶏	12月 2日	19,233羽	12月7日	1月16日
15	宮崎県都城市	肉用鶏	12月 3日	約36,000羽	12月 3日	12月24日

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん3)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	移動制限解除
16	奈良県五條市	採卵鶏	12月6日	77,386羽	12月7日	1月2日
17	広島県三原市	採卵鶏	12月7日	136,952羽	12月9日	1月8日
18	宮崎県都城市	肉用鶏	12月8日	約60,000羽	12月8日	1月22日
19	宮崎県小林市	肉用鶏	12月8日	約43,000羽	12月8日	1月22日
20	大分県佐伯市	肉用鶏	12月10日	55,500羽	12月11日	1月2日
21	和歌山県紀の川市	採卵鶏	12月10日	約67,580羽	12月13日	1月4日
22	岡山県美作市	採卵鶏(育雛)	12月11日	約640,000羽	12月17日	1月8日
23	滋賀県東近江市	採卵鶏	12月12日	約11,000羽	12月14日	1月5日
24	宮崎県宮崎市	採卵鶏	12月14日	約126,000羽	12月17日	1月8日
25	香川県三豊市	採卵用種鶏	12月14日	約28,000羽	12月17日	1月16日
26	宮崎県日向市	肉用鶏	12月14日	約66,000羽	12月15日	1月6日
27	高知県宿毛市	採卵鶏	12月16日	約32,000羽	12月19日	1月10日
28	香川県三豊市	肉用鶏	12月16日	約29,000羽	12月19日	1月16日
29	徳島県阿波市	採卵鶏	12月19日	約10,000羽	12月20日	1月12日
30	宮崎県宮崎市	肉用種鶏	12月19日	約34,000羽	12月20日	1月11日

※ 青字は庁内連絡会議を持回り開催した発生事例

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん4)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	移動制限解除
31	香川県三豊市	肉用鶏	12月23日	25,416羽	12月25日	1月16日
32	千葉県いすみ市	採卵鶏	12月24日	約1,145,500羽	作業中	殺処分は1/2終了
33	宮崎県小林市	肉用鶏	12月30日	約154,000羽	12月31日	1月22日
34	岐阜県美濃加茂市	採卵鶏	1月2日	67,702羽	1月5日	
35	千葉県いすみ市	採卵鶏	1月11日	約1,145,000羽	作業中	殺処分は1/19終了
36	鹿児島県さつま町	肉用鶏	1月12日	約33,000羽	1月14日	
37	千葉県横芝光町	あひる	1月21日	約6,000羽	作業中	殺処分は1/21終了
	北海道他1府4県	あひる	1月21日	約6,000羽	1月21日	
38	富山県小矢部市	採卵鶏	1月23日	約141,000羽	作業中	

※ 青字は庁内連絡会議を持回り開催した発生事例

合計38事例 59農場 616万羽

富山県小矢部市の発生事例概要

- 1 農場概要
所在地：富山県小矢部市(おやべし)
飼養状況：採卵鶏(約141,000羽)
- 2 経過
1/22 午後4時30分頃農場から死亡数増加の通報
同日、家保の立入検査で簡易検査陽性(13/13)
1/23 早朝に遺伝子検査でH5亜型を確認
農林水産省で疑似患畜と判定
- 3 富山県の対応
県対策本部会議開催
殺処分を開始、農場周辺の消毒、消毒ポイントの設定、
移動制限・搬出制限区域の設定等を実施、自衛隊派遣
要請等

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
(1月23日(土)持ち回り)
- 2 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を
現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 3 富山県の殺処分、焼埋却等防疫措置の支援のため必
要に応じ「緊急支援チーム」を現地に派遣
- 4 疫学調査チームを現地へ派遣
- 5 全都道府県へ改めて注意喚起し、早期発見、早期通報
の徹底を通知。

鳥取県の対応(家きん)

- 1 富山県の発生情報の周知
- 2 県内全81養鶏場への聞き取り実施 異常無し、疫学関連無し
- 3 注意喚起、指導
農場出入口の消毒、管理区域専用の衣服と長靴の交換、長靴の履き替え、手指消毒、野生動物の侵入防止とネットの点検、ネズミ等の害虫駆除、消石灰の追加散布等特に注意するポイントについて再度周知徹底
- 4 養鶏農場への立入検査、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令(消石灰4,000袋配布完了12/28)
- 5 消毒を強化するため、消石灰4,000袋を追加配布するための予算を1月29日臨時議会に提案
- 6 養鶏農場の堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援
- 7 発生に備えた防疫訓練 本庁:12/17、18 246名参加
地方機関は実施済

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥1)

11/5以降、環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中。

番号	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域	
					指定日	解除日
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	10/30	11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)	11/9、16、23、30、 12/7、14、21、 (R3)1/4、11、18	H5N8亜型	11/13	
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	11/17	
7	新潟県阿賀野市	環境(水)、野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	11/25	12/16
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	H5N8亜型	12/3	(R3)1/12
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	H5N8亜型	12/4	(R3)1/3
14	宮崎県延岡市	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	12/9	(R3)1/10
15	宮崎県都農町	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	12/9	(R3)1/14
16	香川県三豊市	死亡野鳥(ノスリ)	12/8	H5N8亜型	12/10	
18	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7、14、21 (R3)1/11	H5N8亜型	12/11	
19	鳥取県鳥取市	野鳥糞便、環境(水)	12/7、9、21	H5N8亜型	12/12	(R3)1/20 <u>指定解除後も県独自の重点監視を実施</u>
25	鹿児島県出水市	死亡野鳥(ナベヅル)	12/18	H5N8亜型	12/19	
27	奈良県吉野郡大淀町	死亡野鳥(オオタカ)	12/20	H5N8亜型	12/20	(R3)1/19
28	鹿児島県出水市	衰弱野鳥(オシドリ)	12/22	H5N8亜型	12/23	
29	埼玉県比企郡ときがわ町	死亡野鳥(フクロウ)	12/23	H5N8亜型	12/24	

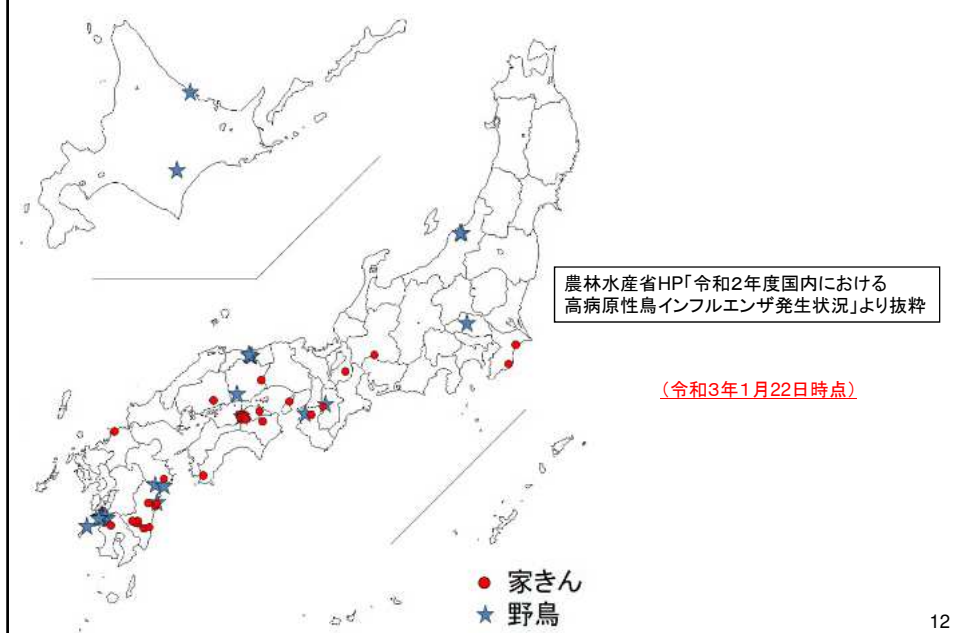
10

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥2)

番号	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域	
					指定日	解除日
35	宮崎県延岡市	死亡野鳥(オナガガモ)	(R3)1/6	H5N8亜型	(R3)1/13	
38	鹿児島県薩摩川内市	死亡野鳥(マガモ)	(R3)1/16	H5N8亜型	(R3)1/17	
39	鹿児島県出水市	死亡野鳥(ナベヅル)	(R3)1/19	検査中	(R3)1/19	
40	北海道帯広市	死亡野鳥(ハヤブサ)	(R3)1/18	検査中	(R3)1/22	

11

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況



12

鳥取県の対応(野鳥1)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関係調査・監視体制

- 東部地域では1/20に環境省の野鳥監視重点区域は解除されたが、当面の間、県独自で重点監視を継続
(旧野鳥監視重点区域については毎日、その他の地域は隔日で監視を実施)
- 上記以外の河川、湖沼等の監視についても監視頻度を上げて実施(継続)
(中部10カ所、西部:29カ所、週2回)
- 今までのところ県内で野鳥の異常死等は確認されていない。

2 調査の実施状況

- 野鳥の調査
 - ・ 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、ウイルスの保有状況を調査
- 環境省の糞便調査
 - ・ 米子水鳥公園で10/20に調査(11/16 検査結果陰性)。
12/15に追加調査(12/23 低病原性鳥インフルエンザウイルス検出)
- 鳥取大学と連携した調査
 - ・ 鳥取市日光地区で12/9に調査(環境水から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出)
【今後の野鳥糞便調査予定】
東部地区(日光地区)、中部地区(東郷池):2月に実施予定(調整中)
西部地区(米子水鳥公園):1/26
(日光地区では京都産業大学も独自調査を実施:1/14、1/25(予定))

13

鳥取県の対応(野鳥2)

3 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認
- * 10/30～(R3)1/22 鳥インフルエンザ相談件数160件(東部:56件、中部:36件、西部:68件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

14

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

15

鳥インフルエンザ対応窓口(24時間対応しています)

■ 野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

■ 生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■ 食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■ 人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

■ 平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

16

【参考】



2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。